

令和7年3月

# 伊那市議会定例会 委員会提出議案書

令和7年3月21日



令和7年3月伊那市議会定例会 委員会提出議案 目次

委員会提出議案第1号 伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例……………4

委員会提出議案第2号 伊那市議会の個人情報の保護に関する条例の  
一部を改正する条例……………7

伊那市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊那市議会委員会条例（平成18年伊那市条例第227号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <p>イ 企画部の所管に関する事項</p> <p><u>ウ 文化スポーツ部の所管に関する事項</u></p> <p>エ 会計課の所管に関する事項</p> <p>オ 議会事務局の所管に関する事項</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>キ 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>ク 監査委員の所管に関する事項</p> <p>ケ 公平委員会の所管に関する事項</p>	<p>（常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教委員会 7人</p> <p>ア 総務部の所管に関する事項</p> <p>イ 企画部の所管に関する事項</p> <p>ウ 会計課の所管に関する事項</p> <p>エ 議会事務局の所管に関する事項</p> <p>オ 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>カ 選挙管理委員会の所管に関する事項</p> <p>キ 監査委員の所管に関する事項</p> <p>ク 公平委員会の所管に関する事項</p>

旧	新
<p> <u>コ</u> 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項  <u>サ</u> 他の委員会の所管に属さない事項  (2) 社会委員会 7人  ア 市民生活部の所管に関する事項  イ <u>保健福祉部</u>の所管に関する事項    <u>ウ</u> 福祉事務所の所管に関する事項  (3) 経済建設委員会 7人  ア～オ 略 </p>	<p> <u>ケ</u> 固定資産評価審査委員会の所管に関する事項  <u>コ</u> 他の委員会の所管に属さない事項  (2) 社会委員会 7人  ア 市民生活部の所管に関する事項  イ <u>健康福祉部</u>の所管に関する事項  <u>ウ</u> <u>こども部の所管に関する事項</u>  <u>エ</u> 福祉事務所の所管に関する事項  (3) 経済建設委員会 7人  ア～オ 略 </p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日提出

伊那市議会 議会運営委員会  
委員長 唐澤 千明

(提案理由)

伊那市組織条例（平成18年伊那市条例第16号）の改正に伴い、常任委員会の所管について所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

伊那市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年伊那市条例第47号）の一部を次のように改正する。

（傍線の部分は改正部分）

旧	新
<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、伊那市情報公開条例（平成18年伊那市条例第17号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）第2</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、伊那市情報公開条例（平成18年伊那市条例第17号）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 略</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用</u></p>

旧			新		
<p>条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。</p>			<p>法」という。) 第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報をいう。</p>		
11～13 略			11～13 略		
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
略			略		
第38条第 1 項第 1 号	又は第12条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第12条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号利用法第 2 条	第38条第 1 項第 1 号	又は第12条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第12条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項 (第 1 号に係る部分に限る。) の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル (番号利用法第 2 条

旧			新		
		第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき			第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
略			略		
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p>			<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p> <p>(1) 次に掲げる個人情報ファイル</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)</p> <p>イ～キ 略</p> <p>(2)～(3) 略</p>		

旧	新
3 略	3 略
<p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p>
<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p>	<p>(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

旧	新
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p>
<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求する</p>	<p>(利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報<sup>が</sup>次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求する</p>

旧	新
<p>ことができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p>	<p>ことができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 略</p>
<p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>	<p>（利用停止請求の手續）</p> <p>第39条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよ</p>	<p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよ</p>

旧	新
う、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。	う、保有個人情報の特定に <u>資する情報の提供</u> その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第10項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）及び第12条第5項の表中の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月21日提出

伊那市議会 議会運営委員会  
委員長 唐澤 千明

（提案理由）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。